平成２４年（フ）第２０３７号
福岡市早良区城西１丁目８番47―702号
債務者　高嶋千鶴子
1　決定年月日時　平成25年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２４４４号
福岡市東区和白東２丁目14番12―104号
債務者　岡田　正二
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２５０１号
福岡市中央区笹丘３丁目32番１―404号
債務者　松木　徳仁
1　決定年月日時　平成25年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４５号
福岡県大野城市畑ケ坂１丁目４番17号
債務者　中尾寿恵美
1　決定年月日時　平成25年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２６４号
福岡市南区桧原７―23―１プラザ桧原302号
債務者　佐保　三樹
1　決定年月日時　平成25年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３３１号
福岡県糟屋郡須恵町大字須恵124番地ヒルサイドテラス302号
債務者　森　久実子
1　決定年月日時　平成25年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３４８号
福岡市城南区鳥飼６丁目３番20―501号
債務者　入江　雄一
1　決定年月日時　平成25年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３６６号
福岡県糟屋郡新宮町下府１丁目６番１号長崎コーポ202号
債務者　眞鍋　秀人
1　決定年月日時　平成25年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４２２号
福岡市東区香椎４丁目15番18号
債務者　久保　文人
1　決定年月日時　平成25年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４２３号
東京都町田市玉川学園８丁目６番17号コスモ玉川学園103
債務者　久保真由美
1　決定年月日時　平成25年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４８１号
福岡市東区松田２丁目４番18―912号
債務者　田中眞理子
1　決定年月日時　平成25年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５１２号
福岡県糟屋郡志免町南里２―27―１ランドアベニュー南里301号
債務者　緒方　章敬
1　決定年月日時　平成25年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５３８号
福岡県糟屋郡宇美町宇美３丁目６番６号
債務者　長　智恵子
1　決定年月日時　平成25年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５４０号
福岡市中央区清川３丁目20番15―804号
債務者　辛島　美絵（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成25年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５９３号
福岡市西区姪の浜３丁目24番３－１号
債務者　市川美代子
1　決定年月日時　平成25年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６０１号
福岡市中央区薬院２丁目19番31号
債務者　川畑　　博
1　決定年月日時　平成25年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６０２号
福岡市中央区薬院２丁目19番31号
債務者　川畑　和枝
1　決定年月日時　平成25年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６０４号
福岡市博多区新和町２丁目１番34号
債務者　上畑　正明
1　決定年月日時　平成25年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部